

利用規約改訂のお知らせ

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

マルチファンクションライトをご利用いただきありがとうございます。

2021年08月02日（月）付で、弊社アプリケーション（MF light, MF light2, MANOMA light）のソフトウェア使用許諾契約書（利用規約）を以下の通り改訂いたします。

敬具

記

■ 対象の条項：第16条（契約の改訂）

■ 改訂前

第16条（契約の改訂）

ソニーはお客様が登録した電子メールアドレスへの電子メールの発信、ソニー所定のサイトでの告知又はその他ソニーが適切と判断する方法をもってお客様に事前に通知することにより、本契約の条件を改訂することがあります。お客様はかかる改訂に同意しない場合は、本契約の条件改定の発効日前までに、ソニーにその旨を連絡するとともに直ちに許諾ソフトウェアの使用を中止するものとします。本契約の条件改訂の発効日以降のお客様による許諾ソフトウェアの使用をもって、お客様は改訂されたソフトウェア使用許諾契約書に同意したものとします。

■ 改訂後

第16条（契約の改訂）

ソニーはお客様が登録した電子メールアドレスへの電子メールの発信、ソニー所定のサイトでの告知又はその他ソニーが適切と判断する方法をもってお客様に事前に通知することにより、本契約の条件を改訂すること（許諾ソフトウェアの有償化を含む）があります。お客様はかかる改訂に同意しない場合は、本契約の条件改定の発効日前までに、ソニーにその旨を連絡するとともに直ちに許諾ソフトウェアの使用を中止するものとします。本契約の条件改訂の発効日以降のお客様による許諾ソフトウェアの使用をもって、お客様は改訂されたソフトウェア使用許諾契約書に同意したものとします。

■ 対象の条項：第 18 条（中断・中止）

■ 改訂後：（条項の新規追加）※これに伴い旧第 18 条の項番を第 19 条に修正

第 18 条（中断・中止）

1. ソニーは、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により許諾ソフトウェアの全部又は一部の使用許諾を中断又は中止することができるものとします。

(ア)火災、地震、洪水等の天災地変、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。

(イ)許諾ソフトウェア、その他許諾ソフトウェアに関連してソニーが運用又は管理するサーバー、設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他許諾ソフトウェアを提供できない事由が生じた場合。

(ウ)ソニーと第三者間における、許諾ソフトウェアの提供のために必要な契約が締結、変更、終了、解約された場合。

(エ)前各号に定める他、ソニーの都合上やむを得ないと判断した場合。

2. ソニーは、前項各号の規定により許諾ソフトウェアの全部又は一部の使用許諾を中断又は中止する場合、自らが適当と判断する方法で事前にお客様に対して通知するものとします。但し、緊急の場合、ソニーは、かかる通知を行うことなく、許諾ソフトウェアの全部または一部の使用許諾を中断又は中止することができるものとします。

3. ソニーは、許諾ソフトウェアの全部又は一部の使用許諾の中断又は中止によって生じたお客様および第三者の損害につき、一切責任を負わないものとします。